

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会 令和元年度通常総会・議事要旨

1. 日時

令和元年5月16日(木) 13:05~13:55

2. 場所

富山県農協会館 8F ホール

3. 出席者

構成員

国土交通省北陸地方整備局、法務省富山地方法務局

新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部

新潟市、糸魚川市、富山市、高岡市、魚津市、砺波市、南砺市、射水市、入善町、
白山市、野々市市、穴水町、能登町

協力団体

新潟県弁護士会、富山県弁護士会、富山県司法書士会、石川県司法書士会、
新潟県土地家屋調査士会、富山県土地家屋調査士会、石川県土地家屋調査士会、
富山県行政書士会、石川県行政書士会、北陸不動産鑑定士協会連合会、
一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部

4. 議事要旨

(1) 挨拶

- ・ 会長 国土交通省北陸地方整備局長(北陸地方整備局 福田克彦用地部長代読)
- ・ 副会長 法務省富山地方法務局 小宮山義隆局長

(2) 議事

- ・ 議題第1号「規約変更(案)」説明
- ・ 議題第2号「令和元年度活動計画(案)」説明
- ・ 議題第1号及び議題第2号については、原案どおり総会の総意を持って決定

(3) 報告事項

- ・ 運営規程について報告
- ・ 相談窓口の開設等について報告
- ・ 協力団体による所有者不明土地に係る取組状況について報告

(新潟県弁護士会)

所有者不明土地問題については、当会内にプロジェクトチームを立ち上げたところ。今後、勉強会を開催する予定である。関東弁護士会連合会においても3月28日、さいたま市において所有者不明土地等問題シンポジウムを開催しており、勉強会を進めている段階である。

(富山県司法書士会)

所有者不明土地あるいは空き家の専門の委員会を設置し、会員に対して速やかに情報提供するほか、研修も実施している。昨年には、空き家に関して一般の方を対象とした相談会を開催したが、初めて相談をされた方が多く、『今まで相談したかったが、どこに相談すればよいか分からなかった』という回答が印象に残っている。引き続き、相談業務や会員研修については関係機関と連携をして実施していく。

(石川県司法書士会)

日々受けている相談のうち、相続や空き家の相談が増えていることから、空き家あるいは所有者不明土地に対する認知・興味が高まっているものと感じている。石川県公共嘱託登記司法書士協会では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく長期相続未了土地解消作業を応札し、所有者不明土地の探索・確定をすることにより、その解消について一定の役割を担っている。また、所有者が不明となった空き家、底地に関してこれを解決するための協定を石川県内の5市町と締結し、連携して活動を行っている。

(新潟県土地家屋調査士会)

平成31年2月に日本土地家屋調査士会連合会から「表題部所有者不明土地の解消に係る実施要領を策定するための準備的作業実施について」の通知があり、4月末には新潟地方法務局から「所有者不明土地施行規則の公布に当たり、表題部所有者不明土地の解消に係る実施要領を策定するための準備的作業を実施する。そのために、専門的知見から事務補助員の選任をお願いしたい」との協力要請があった。当会としては、その実施地域に精通した会員を選任し、協力をしていきたいと考えている。

(富山県土地家屋調査士会)

日本土地家屋調査士会連合会が立ち上げた地籍問題研究会へ参加し、所有者不明土地問題に関する情報と知識の収集を行っている。また、同連合会からの要請で、当会員が過去に処理した表題部所有者不明土地について情報提供と報告を行った。現在、法務省が取り組んでいる表題部所有者不明土地の解消に係る実施要領を策定するための準備的作業に向けて、事務補助員を推薦することとしている。

(石川県土地家屋調査士会)

主に講演会と研修、広報、啓発活動を行っている。講演会は、所有者不明土地対策に精通した講師を招き、土地家屋調査士や自治体関係者の他、一般の方も対象として開催している。今後は土地家屋調査士と構成員との情報共有などを目指し、自治体に協力していきたい。

(富山県行政書士会)

平成26年より、富山市から「空き家所有者等の特定に係る親族調査報告書作成業務」を受託し、富山市内の空き家の所有者の調査を行っている。戸籍の判読・収集に精通している会員が従事し、法定相続人の調査や親族関係の説明図の作成等を行っている。調査対象件数は年々増えてきている状態であり、引き続き協力してい

きたい。

(石川県行政書士会)

今後の予定として、所有者不明の遊休農地の権利調査に取り組む。他県の行政書士会においては、既に自治体との連携事例があり、例えば秋田県内では、国の農地集積・集約化対策事業による所有者不明農地の権利調査に関し、行政書士の活用について要望を行った。また福岡県では、所有者不明の農地の現地調査に関する業務委任の表記案を締結し、所有者不明の農地の権利調査、相続関係図の作成等を行っている。当会でも同様に取り組んで協力していきたい。

(北陸不動産鑑定士協会連合会)

当会員に対しては、所有者不明土地に関する仕組み、内容、利用方法などについて周知している。また、日本不動産鑑定士協会連合会からも所有者不明土地法のガイドライン検討会へ委員を派遣し、情報収集やその内容の周知をしている。所有者不明土地が活用されていく段階において、使用权や債権、補償金、査定の方法や担保の評価などは、不動産鑑定士が一番関わる場面と考えており、どのような方法が適切であるのか検討している。

(一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部)

所有者不明土地対策の動きは、補償コンサルタントとしての用地調査業務と共通するものが多く、業界一致で地方公共団体の用地業務の円滑な遂行に視する支援ができると考えている。当会員に対しては、所有者不明土地法に係わる関連知識の向上を図るべく、全国10会場で所有者不明土地対策に関する説明会を実施する予定。北陸支部では6月27日に新潟市で実施する。補償コンサルタントは、起業者の用地取得をサポートする専門業者であり、ノウハウを活かすことができる分野としては、「所有者不明土地の確認作業」「地域福利増進事業実施の準備、裁定申請における損失補償の算定作業」「地域福利増進事業に係る裁定申請書の作成作業」が挙げられる。

以上